

# 大阪府障害者施策推進協議会条例

昭和四十六年三月十一日

大阪府条例第三号

## (設置)

第一条 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号。以下「法」という。)第三十六条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関として、大阪府障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

## (組織)

第二条 協議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、障害者(法第二条第一号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験のある者並びに関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 委員(関係行政機関の職員のうちから任命される委員を除く。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (専門委員)

第三条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため、必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第六条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員又は専門委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。
- 5 前条の規定にかかわらず、協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

#### (報酬)

第七条 協議会の委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。

- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

#### (費用弁償)

第八条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

#### (支給方法)

第九条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

#### (委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、知事が定める。